

意見書

那覇地方裁判所御中

2022年4月9日

当時市職員（役職・担当）市民検討会議委員・審議会委員・市議会議員
氏名

私は、石垣市自治基本条例制定（2009（平成21）年12月18日可決、2010（平成22）年4月1日施行）に関わった者です。

当初、自治基本条例における住民投票条項は、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる」という既存の地方自治法74条1項に規定されている住民からの条例制定改廃請求を確認するというものでした。それに対して、市民レベルで検討していく市民検討会議が、2008（平成20）年7月11日の市民検討会議論点整理にあるように、「法定事項の50分の1以上の連署では請求にするに留まることから、50分の1以上よりハードルを高くし、直接住民の意思を問うため、〇分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため、住民投票を実施しなければならないとした方がよい」という意見を出しました。

これを受け、市事務局では、石垣市自治基本条例の住民投票条項（制定当時27条1項）を「4分の1以上」とし、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と定め、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。」と同条4項を新たに設け、審議会や市議会でも異論や反論は出されずに可決成立したという条例の制定過程があります。

その目的は、「市長に対する4分の1以上の請求があった場合には、これを請求するだけに留まらせないよう、第4項で市長に住民投票実施義務を課した」ものです。これは、文字通り、議会の意見に関わらず、市長は、第1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならないという市長の義務を創設したものに間違いありません。

市民によって作られた自治基本条例はぜひ守っていただきたい
と思います。市長は住民投票の結果を守る義務があると
思います。

意見書

那覇地方裁判所御中

2022年4月9日

当時市職員（役職・担当）・市民検討会議委員・審議会委員・市議会議員

氏名

私は、石垣市自治基本条例制定（2009（平成21）年12月18日可決、2010（平成22）年4月1日施行）に関わった者です。

当初、自治基本条例における住民投票条項は、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる」という既存の地方自治法74条1項に規定されている住民からの条例制定改廃請求を確認するというものでした。それに対して、市民レベルで検討していく市民検討会議が、2008（平成20）年7月11日の市民検討会議論点整理にあるように、「法定事項の50分の1以上の連署では請求にするに留まることから、50分の1以上よりハードルを高くし、直接住民の意思を問うため、〇分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため、住民投票を実施しなければならないとした方がよい」という意見を出しました。

これを受け、市事務局では、石垣市自治基本条例の住民投票条項（制定当時27条1項）を「4分の1以上」とし、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と定め、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。」と同条4項を新たに設け、審議会や市議会でも異論や反論は出されずに可決成立したという条例の制定過程があります。

その目的は、「市長に対する4分の1以上の請求があった場合には、これを請求するだけに留まらせないよう、第4項で市長に住民投票実施義務を課した」ものです。これは、文字通り、議会の意見に関わらず、市長は、第1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならないという市長の義務を創設したものに間違いありません。

市民のための、条例を生かしてほしい。

意見書

那覇地方裁判所御中

2022年4月8日

当時市職員（役職・担当）・市民検討会議委員・審議会委員・市議会議員
氏名

私は、石垣市自治基本条例制定（2009（平成21）年12月18日可決、2010（平成22）年4月1日施行）に関わった者です。

当初、自治基本条例における住民投票条項は、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる」という既存の地方自治法74条1項に規定されている住民からの条例制定改廃請求を確認するというものでした。それに対して、市民レベルで検討していく市民検討会議が、2008（平成20）年7月11日の市民検討会議論点整理にあるように、「法定事項の50分の1以上の連署では請求にするに留まることから、50分の1以上よりハードルを高くし、直接住民の意思を問うため、〇分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため、住民投票を実施しなければならないとした方がよい」という意見を出しました。

これを受け、市事務局では、石垣市自治基本条例の住民投票条項（制定当時27条1項）を「4分の1以上」とし、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と定め、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。」と同条4項を新たに設け、審議会や市議会でも異論や反論は出されずに可決成立したという条例の制定過程があります。

その目的は、「市長に対する4分の1以上の請求があった場合には、これを請求するだけに留まらせないよう、第4項で市長に住民投票実施義務を課した」ものです。これは、文字通り、議会の意見に関わらず、市長は、第1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならないという市長の義務を創設したものに間違いありません。

石垣市の条例を尊重していただきたいです。

意見書

那覇地方裁判所御中

2022年4月8日

当時市職員（役職・担当）・市民検討会議委員（審議会委員）・市議会議員
氏名

私は、石垣市自治基本条例制定（2009（平成21）年12月18日可決、2010（平成22）年4月1日施行）に関わった者です。

当初、自治基本条例における住民投票条項は、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる」という既存の地方自治法74条1項に規定されている住民からの条例制定改廃請求を確認するというものでした。それに対して、市民レベルで検討していく市民検討会議が、2008（平成20）年7月11日の市民検討会議論点整理にあるように、「法定事項の50分の1以上の連署では請求にするに留まることから、50分の1以上よりハードルを高くし、直接住民の意思を問うため、〇分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため、住民投票を実施しなければならないとした方がよい」という意見を出しました。

これを受け、市事務局では、石垣市自治基本条例の住民投票条項（制定当時27条1項）を「4分の1以上」とし、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と定め、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。」と同条4項を新たに設け、審議会や市議会でも異論や反論は出されずに可決成立したという条例の制定過程があります。

その目的は、「市長に対する4分の1以上の請求があった場合には、これを請求するだけに留まらせないよう、第4項で市長に住民投票実施義務を課した」ものです。これは、文字通り、議会の意見に関わらず、市長は、第1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならないという市長の義務を創設したものに間違いありません。

市民のため、市民による条例との思いで検討を
重ねて来た市民のための条例、生かしてほしい。

意見書

那覇地方裁判所御中

2022年 4月 2日

当時市職員（役職・担当 氏名）・市民検討会議委員・審議会委員・市議会議員



私は、石垣市自治基本条例制定（2009（平成21）年12月18日可決、2010（平成22）年4月1日施行）に関わった者です。

当初、自治基本条例における住民投票条項は、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる」という既存の地方自治法74条1項に規定されている住民からの条例制定改廃請求を確認するというものでした。それに対して、市民レベルで検討していく市民検討会議が、2008（平成20）年7月11日の市民検討会議論点整理にあるように、「法定事項の50分の1以上の連署では請求に留まることから、50分の1以上よりハードルを高くし、直接住民の意思を問うため、〇分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため、住民投票を実施しなければならないとした方がよい」という意見を出しました。

これを受け、市事務局では、石垣市自治基本条例の住民投票条項（制定当時27条1項）を「4分の1以上」とし、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と定め、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。」と同条4項を新たに設け、審議会や市議会でも異論や反論は出されずに可決成立したという条例の制定過程があります。

その目的は、「市長に対する4分の1以上の請求があった場合には、これを請求するだけに留まらせないよう、第4項で市長に住民投票実施義務を課した」ものです。これは、文字通り、議会の意見に関わらず、市長は、第1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならないという市長の義務を創設したものに間違いありません。

制定当時の住民投票条項は、重要な市政について市民の意見を反映させる市制をめぐって創設されたものと理解しています。

意見書

那覇地方裁判所御中

2022年 6月9日

当時市職員（役職・担当 氏名）・市民検討会議委員・審議会委員・市議会議員



私は、石垣市自治基本条例制定（2009（平成21）年12月18日可決、2010（平成22）年4月1日施行）に関わった者です。

当初、自治基本条例における住民投票条項は、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる」という既存の地方自治法74条1項に規定されている住民からの条例制定改廃請求を確認するというものでした。それに対して、市民レベルで検討していく市民検討会議が、2008（平成20）年7月11日の市民検討会議論点整理にあるように、「法定事項の50分の1以上の連署では請求にするに留まることから、50分の1以上よりハードルを高くし、直接住民の意思を問うため、〇分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため、住民投票を実施しなければならないとした方がよい」という意見を出しました。

これを受け、市事務局では、石垣市自治基本条例の住民投票条項(制定当時27条1項)を「4分の1以上」とし、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と定め、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。」と同条4項を新たに設け、審議会や市議会でも異論や反論は出されずに可決成立したという条例の制定過程があります。

その目的は、「市長に対する4分の1以上の請求があった場合には、これを請求するだけに留まらせないよう、第4項で市長に住民投票実施義務を課した」ものです。これは、文字通り、議会の意見に関わらず、市長は、第1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならないという市長の義務を創設したものに間違いありません。

市民の思いを込めた条例を尊重して欲しい

意見書

那覇地方裁判所御中

2022年4月9日

当時市職員（役職・担当
氏名

私は、石垣市自治基本条例制定（2009（平成21）年12月18日可決、2010（平成22）年4月1日施行）に関わった者です。

当初、自治基本条例における住民投票条項は、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる」という既存の地方自治法74条1項に規定されている住民からの条例制定改廃請求を確認するというものでした。それに対して、市民レベルで検討していく市民検討会議が、2008（平成20）年7月11日の市民検討会議論点整理にあるように、「法定事項の50分の1以上の連署では請求に留まることから、50分の1以上よりハードルを高くし、直接住民の意思を問うため、〇分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため、住民投票を実施しなければならないとした方がよい」という意見を出しました。

これを受け、市事務局では、石垣市自治基本条例の住民投票条項（制定当時27条1項）を「4分の1以上」とし、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と定め、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。」と同条4項を新たに設け、審議会や市議会でも異論や反論は出されずに可決成立したという条例の制定過程があります。

その目的は、「市長に対する4分の1以上の請求があった場合には、これを請求するだけに留まらせないよう、第4項で市長に住民投票実施義務を課した」ものです。これは、文字通り、議会の意見に関わらず、市長は、第1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならないという市長の義務を創設したものに間違いありません。

本市の最高法規として位置づけられている自治基本条例は市民はもとより行政としての基本であり尊重されるべきである

意見書

那覇地方裁判所御中

2022年4月8日

当時市職員（役職・担当）・市民検討会議委員・審議会委員（市議会議員）

氏名



私は、石垣市自治基本条例制定（2009（平成21）年12月18日可決、2010（平成22）年4月1日施行）に関わった者です。

当初、自治基本条例における住民投票条項は、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる」という既存の地方自治法74条1項に規定されている住民からの条例制定改廃請求を確認するというものでした。それに対して、市民レベルで検討していく市民検討会議が、2008（平成20）年7月11日の市民検討会議論点整理にあるように、「法定事項の50分の1以上の連署では請求にするに留まることから、50分の1以上よりハードルを高くし、直接住民の意思を問うため、〇分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため、住民投票を実施しなければならないとした方がよい」という意見を出しました。

これを受け、市事務局では、石垣市自治基本条例の住民投票条項（制定当時27条1項）を「4分の1以上」とし、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と定め、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。」と同条4項を新たに設け、審議会や市議会でも異論や反論は出されずに可決成立したという条例の制定過程があります。

その目的は、「市長に対する4分の1以上の請求があった場合には、これを請求するだけに留まらせないよう、第4項で市長に住民投票実施義務を課した」ものです。これは、文字通り、議会の意見に関わらず、市長は、第1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならないという市長の義務を創設したものに間違いありません。

市長には実施する義務がある。

裁判所は石垣市の条例に尊重し、
私たちが思いを込めた

意見書

那覇地方裁判所御中

2022年4月9日

当時市職員（役職・担当）・市民検討会議委員・審議会委員・市議会議員

氏名

私は、石垣市自治基本条例制定（2009（平成21）年12月18日可決、2010（平成22）年4月1日施行）に関わった者です。

当初、自治基本条例における住民投票条項は、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる」という既存の地方自治法74条1項に規定されている住民からの条例制定改廃請求を確認するというものでした。それに対して、市民レベルで検討していく市民検討会議が、2008（平成20）年7月11日の市民検討会議論点整理にあるように、「法定事項の50分の1以上の連署では請求にするに留まることから、50分の1以上よりハードルを高くし、直接住民の意思を問うため、〇分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため、住民投票を実施しなければならないとした方がよい」という意見を出しました。

これを受け、市事務局では、石垣市自治基本条例の住民投票条項（制定当時27条1項）を「4分の1以上」とし、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と定め、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。」と同条4項を新たに設け、審議会や市議会でも異論や反論は出されずに可決成立したという条例の制定過程があります。

その目的は、「市長に対する4分の1以上の請求があった場合には、これを請求するだけに留まらせないよう、第4項で市長に住民投票実施義務を課した」ものです。これは、文字通り、議会の意見に関わらず、市長は、第1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならないという市長の義務を創設したものに間違いありません。

市民によるこの作成された自治基本条例
行政の立場を捉える必要はない
よって裁判所は市民の声を尊重して
守るべきだと判断されています

意見書

那覇地方裁判所御中

2022年4月10日

当時市職員(役職・担当) [redacted] 市民検討会議委員・審議会委員・市議会議員
氏名 [redacted]

私は、石垣市自治基本条例制定(2009(平成21)年12月18日可決、2010(平成22)年4月1日施行)に関わった者です。

当初、自治基本条例における住民投票条項は、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる」という既存の地方自治法74条1項に規定されている住民からの条例制定改廃請求を確認するというものでした。それに対して、市民レベルで検討していく市民検討会議が、2008(平成20)年7月11日の市民検討会議論点整理にあるように、「法定事項の50分の1以上の連署では請求にするに留まることから、50分の1以上よりハードルを高くし、直接住民の意思を問うため、〇分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため、住民投票を実施しなければならないとした方がよい」という意見を出しました。

これを受け、市事務局では、石垣市自治基本条例の住民投票条項(制定当時27条1項)を「4分の1以上」とし、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と定め、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。」と同条4項を新たに設け、審議会や市議会でも異論や反論は出されずに可決成立したという条例の制定過程があります。

その目的は、「市長に対する4分の1以上の請求があった場合には、これを請求するだけに留まらせないよう、第4項で市長に住民投票実施義務を課した」ものです。これは、文字通り、議会の意見に関わらず、市長は、第1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならないという市長の義務を創設したものに間違いありません。

県内初の制定となった本市の自治基本条例の制定に向けた経緯と、協働から発信した市民が主人公たる住民投票、こそ本条例の要点である。